様式第４号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

東温市長　　　　　　　　　　㊞

東温市木造住宅耐震改修事業等補助金内定通知書

東温市木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱第７条の規定により申込みのありました補助事業について、下記のとおり補助の内定を通知します。

なお、補助事業の変更又は取止めがあった場合には、速やかに東温市木造住宅耐震改修事業等内定変更等申請書（様式第４号）を市長に提出してください。

また、耐震改修設計実施後、耐震改修工事等の契約及び工事に着手する前に、下記の内定事業に対する補助金交付申請の手続きが別途必要となりますので、あらかじめご承知おきください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号・年月日 | 第　　　　　　号　　　　　　　年　　月　　日 |
| 内定事業 | 耐震改修工事 |
| 申込者名 |  |
| 補助対象住宅の  所在地 |  |
| 内定の条件 | 1. 東温市木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱を遵守すること。 2. 耐震改修等の工事契約及び工事着手については、交付申請を改めて行い、「補助金交付決定通知書」を受領した後に行うこと。 3. 本内容については、内定事業を受託する木造住宅耐震診断事務所又は工事業者に伝えること。 |